

令和4年第4回（12月）

川口市議会定例会

一般議案

令和4年第4回（12月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第119号	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例	1
議案第120号	川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例	2
議案第121号	川口市情報公開条例の一部を改正する条例	3
議案第122号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第123号	川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	6
議案第124号	川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	8
議案第125号	川口市個人情報の保護に関する条例	9
議案第126号	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	13
議案第127号	川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例	14
議案第128号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第129号	川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第130号	川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第131号	財産の取得について（GIGAスクール端末）	19
議案第132号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	20
議案第133号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	22
議案第134号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	23
議案第135号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	25
議案第136号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	26
議案第137号	損害賠償の額の決定について	28

議案第 1 3 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人福祉センター新郷たたら荘）	2 9
議案第 1 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市めぐりの森）	3 0
議案第 1 4 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立アートギャラリーほか 1 施設）	3 1
議案第 1 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立戸塚スポーツセンターほか 2 施設）	3 2
議案第 1 4 2 号	市道路線の認定について（横曽根第 1 9 4 - 1 号線）	3 3
議案第 1 4 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3 4
議案第 1 4 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3 5
議案第 1 4 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3 6
議案第 1 4 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3 7

議案第119号

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号）」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（所掌事務）」を付し、同条第1項中「及び保護条例第2条第1号」を削り、「以下」の次に「この条において」を加え、同項第1号中「及び個人情報保護制度」を削り、同項第2号中「及び保護条例」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「及び個人情報保護制度」を削り、同項を同条第2項とする。

第11条を第12条とし、第3条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 審議会は、実施機関（保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。

以下この条において同じ。）の諮問に応じて、保護条例第6条第1項各号に掲げる事項について調査審議する。

2 審議会は、保護条例第6条第2項の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。

3 審議会は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要であると認める事項について、実施機関に建議することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第120号

川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例

川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成12年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号。以下「保護条例」という。）第30条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に、「、及び」を「、並びに」に改める。

第7条第1項前段を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、公文書（公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。

第7条第3項中「公開決定等に係る」を削り、「公文書」の次に「に記録されている情報」を加え、「開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止等決定等に係る」を削り、「記録されている」を「含まれている」に、「分類」を「分類し、」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 2 1 号

川口市情報公開条例の一部を改正する条例

川口市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「事項」の次に「（個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）」を、「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」を削り、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号に次のように加える。

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独

立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
第 7 条中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 9 条中「（第 7 条第 3 号に掲げる情報を除く。）」を削る。

第 1 3 条中「すべて」を「全て」に改め、同条第 1 号中「本条」を「この条の規定」に改める。

第 1 4 条第 2 項第 1 号中「同条第 4 号ただし書」を「同条第 3 号ただし書」に改める。

第 1 5 条の見出し中「方法」を「実施」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けるものは、規則で定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第 1 1 条第 1 項に規定する通知があった日から 3 0 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第 1 7 条第 1 項中「（以下「審査会」という。）」を削り、同条第 3 項から第 5 項までを削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関

する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

第19条第5項中「写しの交付」を「公開」に、「写しの作成」を「公開の実施」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市情報公開条例（以下「新条例」という。）第7条、第9条、第15条第2項及び第3項並びに第19条第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公開請求がされる場合について適用し、施行日前に公開請求がされた場合については、なお従前の例による。

3 新条例第17条の規定は、施行日以後にされる公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 2 2 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、次項に定めるものを除き」を削り、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 1 項中「実施機関」を「機関」に改め、「において」の次に「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 0 条第 1 項に規定する」を加え、同条第 2 項中「実施機関は、」を削り、「事務」の次に「を所掌する機関は、当該事務」を加え、同条第 3 項中「実施機関」を「機関」に改める。

第 4 条中「情報照会実施機関の欄」を「情報照会機関の欄」に、「掲げる実施機関」を「掲げる機関」に、「情報提供実施機関の欄」を「情報提供機関の欄」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中 「 実施機関 」 を 「 機関 」 に改める。

別表第 3 中 「 情報照会
実施機関 」 を 「 情報照会
機関 」 に、 「 情報提供
実施機関 」 を
「 情報提供
機関 」 に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第123号

川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第15条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（1月間の日数（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第15条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、「者は」を「ものは」に改める。

第4条第1項中「又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの」を削る。

第5条第1項中「生ずること」の次に「により退職した者若しくは勤務公署の移転」を加え、「傷病又は」を「傷病若しくは」に改め、「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を削る。

第5条の3中「及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの」を削る。

第15条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川口市職員退職手当支給条例第2条第2項及び第15条第2項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に9項を加える改正規定（附則第21項及び第22項に係る部分に限る。）

) 中「25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により）」を「勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて）」に改める。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第124号

川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

川口市自転車駐車場条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「申請を受理した」を「規定による申請があった」に改める。

別表第1並木自転車駐車場の項を削る。

別表第2の1の項を次のように改める。

1	栄町自転車駐車場 西川口自転車駐車場 戸塚自転車駐車場 東川口自転車駐車場 川口元郷地下自転車駐車場 新井宿地下自転車駐車場 東川口地下自転車駐車場 鳩ヶ谷駅第1自転車駐車場	定期利用	月額 2,200円	月額 3,300円
		一時利用	1回 110円	1回 110円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第125号

川口市個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第89条第2項及び第129条の規定に基づき保有個人情報の開示請求に係る手数料の額等を定めるとともに、法その他の法令に定めるもののほか、実施機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(開示の実施における本人確認)

第3条 法第85条第3項に規定する開示決定（以下「開示決定」という。）を受けた者は、当該開示決定に係る保有個人情報の開示を事務所において受けるときは、当該開示決定をした実施機関に対し、自己が当該開示決定を受けた者であることを証する書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求に係る手数料の額等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用として実費の範囲内において実施機関が定める額を負担しなければならない。

(審査会への諮問手続)

第5条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

(審議会への諮問等)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の見直しに関する事項

(2) 実施機関における個人情報保護制度の運用に関する規程に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務（短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始し、又は廃止したとき。

(2) 個人情報取扱事務において、保有個人情報の利用目的又は取り扱う個人情報の項目を変更したとき。

(3) 個人情報取扱事務において、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することとしたとき。

（運用状況の公表）

第7条 市長は、毎年度、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（川口市個人情報保護条例の廃止）

2 川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市個人情報保護条例（

以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における旧個人情報を取り扱う業務(以下「旧個人情報取扱業務」という。)に従事していた者に係る旧条例第13条第2項の規定による業務に関して知り得た旧個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは同条第2項において準用する第14条第2項又は第28条の3、第28条の4若しくは第28条の5において準用する同項の規定による請求(次項において「旧条例開示等請求」という。)がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正並びに利用の停止及び消去並びに提供の停止については、なお従前の例による。

6 施行日前にした旧条例第19条第1項若しくは第2項若しくは第27条各項(旧条例第28条の5において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下この項において「旧条例開示決定等」という。)若しくは施行日前にされた旧条例開示等請求に係る不作為に係る審査請求又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした旧条例開示決定等若しくは施行日後にされた旧条例開示等請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した

もの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 附則第3項に規定する者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報取扱業務に従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事していた者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

9 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

10 この条例の施行前にした行為及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(川口市債権管理条例の一部改正)

11 川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第18条」を削る。

第17条を削り、第4章中第18条を第17条とする。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 2 6 号

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立公民館設置及び管理条例（昭和 4 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 領家公民館の項中

視聴覚室	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
陶芸場	5 5 0	5 5 0	5 5 0	5 5 0	5 5 0	5 5 0

を

視聴覚室	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

に改め、同表鳩ヶ谷公民館の項を次のように改める。

鳩ヶ谷公民館	ホール	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
	日本間	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	講座室 1 号	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	講座室 2 号	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	料理実習室	2 2 0	2 2 0	4 4 0	4 4 0	6 6 0	6 6 0
	ミーティング室	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	視聴覚室	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0

附 則

この条例中別表第 2 領家公民館の項の改正規定は令和 5 年 2 月 1 日から、同表鳩ヶ谷公民館の項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第127号

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例（平成16年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イ中「、ゲートボール場」を削る。

第6条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

別表ゲートボール場の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 2 8 号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 1 1 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を削る。

第 8 条の見出しを「（建築台帳の記載事項を証する書面及び道路調書の交付申請に係る手数料の額等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 道路調書（建築基準法第 4 2 条に規定する道路の種別その他規則で定める事項を記載した書面をいう。）の交付を市長に申請しようとする者は、1 件につき 4 0 0 円の手数料を市に納付しなければならない。

第 1 1 条第 1 項中「第 6 条第 1 項第 2 号」を「第 6 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項を削る改正規定及び第 1 1 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 2 9 号

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「企業債の額に達するまで」を削り、同条第 2 項中「額）を」を「金額）を、建設改良積立金又は」に改め、同条第 4 項中「場合」の次に「又は建設改良積立金を使用して建設若しくは改良を行った場合」を加え、「の額」を「及び建設改良積立金の額」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「ために、」の次に「建設改良積立金は建設改良費に充てるために、」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 管理者は、事業年度末日において第 1 項の規定により減債積立金を積み立てた場合（企業債の額に達するまで積み立てた場合を除く。）は、欠損金補填残額から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額の全部又は一部を、建設改良積立金又は利益積立金として積み立てることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第130号

川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この市」を「本市」に改める。

第4条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
川口市南消防署	川口市本町2丁目4番39号	本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、金山町、舟戸町、川口1丁目、川口2丁目、川口3丁目、川口4丁目、川口5丁目、川口6丁目、飯塚1丁目、飯塚2丁目、飯塚3丁目、飯塚4丁目、西川口1丁目、西川口2丁目、西川口3丁目、西川口4丁目、西川口5丁目、西川口6丁目、仲町、飯原町、原町、宮町、南町1丁目、南町2丁目、緑町、荒川町、並木元町、並木1丁目、並木2丁目、並木3丁目、並木4丁目、青木1丁目、青木2丁目、青木3丁目、青木4丁目、青木5丁目、中青木1丁目、中青木2丁目、中青木3丁目、中青木4丁目、中青木5丁目、西青木1丁目、西青木2丁目、西青木3丁目、西青木4丁目、西青木5丁目、朝日1丁目、朝日2丁目、朝日3丁目、朝日4丁目、朝日5丁目、朝日6丁目、末広1丁目、末広2丁目、末広3丁目、新井町、元郷1丁目、元郷2丁目、元郷3丁目、元郷4丁目、元郷5丁目、元郷6丁目、弥平1丁目、弥平2丁目、弥平3丁目、弥平4丁目、東領家1丁目、東領家2丁目、東領家3丁目、東領家4丁目、東領家5丁目、河原町
川口市北消防署	川口市芝下2丁目1番1号	上青木1丁目、上青木2丁目、上青木3丁目、上青木4丁目、上青木5丁目、上青木6丁目、上青木町4丁目、上青木西1丁目、上青木西2丁目、上青木西3丁目、上青木西4丁目、上青木西5丁目、前上町、前川1丁目、前川2丁目、前川3丁目、前川4丁目、前川町3丁目、前川町4丁目、南前川1丁目、南前川2丁目、本前川1丁目、本前川2丁目、本前川3丁目、安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門、新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字柳崎1丁目、大字柳崎2丁目、柳崎3丁目、柳崎4丁目、柳崎5丁目、北園町、柳根町、芝中田1丁目、芝中田2丁目、芝新町、芝宮根町、芝高木1丁目、芝高木2丁目、芝東町、芝1丁目、芝2丁目、芝3丁目、芝4丁目、芝5丁目、芝樋ノ爪1丁目、

議案第131号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 G I G Aスクール端末
- 2 納入場所 川口市並木1丁目26番1号ほか1校
- 3 納入者 埼玉県川口市西青木1丁目14番2号
株式会社スリーウェイ
代表取締役 榑 尚 寛
- 4 数 量 2,490台
- 5 取得価格 139,689,000円

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第132号

訴えの提起について

母子福祉資金償還金の滞納に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市元郷5丁目10番22号

ボノールエクストレーム203号

柴田 竜 翼

2 事件の内容

上記の者は、就学支度資金及び修学資金に係る母子福祉資金償還金並びにこれに対する違約金の滞納に対し、支払いに応じるよう電話や訪問、催告書等により再三催告したが支払いに応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し母子福祉資金償還金及びこれに対する違約金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から母子福祉資金償還金及びこれに対する違約金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第133号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の滞納に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市柳崎5丁目13番6号

シャルム柳崎202号

中 村 武

2 事件の内容

上記の者は、国民健康保険の資格喪失に伴う一般被保険者返納金の滞納に対し、支払いに応じるよう電話や訪問、催告書等により再三催告したが支払いに応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第134号

訴えの提起について

学校給食費の滞納に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市戸塚東1丁目7番4号

セントラルハイツ202

畠山博行

畠山ゆめか

2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した学校給食費の滞納に対し、支払いに応じるよう電話や訪問、催告書等により再三催告したが支払いに応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第135号

訴えの提起について

福祉資金貸付金の滞納に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市大字安行吉蔵395番地

ガーデンヒルズNAKAYAMA参番館105号

最上秀男

2 事件の内容

上記の者は、助産費として借り入れた福祉資金貸付金の滞納に対し、支払いに応じるよう電話や訪問、催告書等により再三催告したが支払いに応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し福祉資金貸付金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から福祉資金貸付金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第136号

訴えの提起について

放課後児童クラブ利用料及び学校給食費の滞納に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市大字安行領家1190番地の6

アルカンシェル104号

吉住浩一

吉住真理

2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した放課後児童クラブ利用料及び学校給食費の滞納に対し、支払いに応じるよう電話や訪問、催告書等により再三催告したが支払いに応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し放課後児童クラブ利用料及び学校給食費の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から放課後児童クラブ利用料及び学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第137号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

川口市在住

男性 91歳 ほか92名

2 損害賠償の額

1,028,629円

3 損害賠償の要旨

特定疾病における高額療養費の支給誤りに係る損害賠償の額は、平成31年4月から令和2年6月までの当該高額療養費の支給誤りに伴う未払額1,000,337円及び未払期間に対応する遅延損害金の額28,292円の合計額1,028,629円とする。

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第138号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人福祉センター新郷たたら荘

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 清水 竹 敏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第139号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市めぐりの森

2 指定管理者となる団体の名称

川口市末広3丁目14番10号

株式会社川口斎苑サービス

代表取締役 佐野正信

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第140号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立アートギャラリー

川口市立文化財センター旧田中家住宅

2 指定管理者となる団体の名称

川口市栄町3丁目105番地15-2 3階

株式会社21世紀文化芸術研究室グループ

代表者 株式会社21世紀文化芸術研究室

代表取締役 岡村睦美

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第141号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立戸塚スポーツセンター

川口市立中台庭球場

戸塚榎戸公園内運動場

2 指定管理者となる団体の名称

東京都品川区東品川4丁目10番1号

スポーツで輝く 川口戸塚まちづくりパートナーズ

代表者 コナミスポーツ株式会社

代表取締役 室 田 健 志

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第142号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

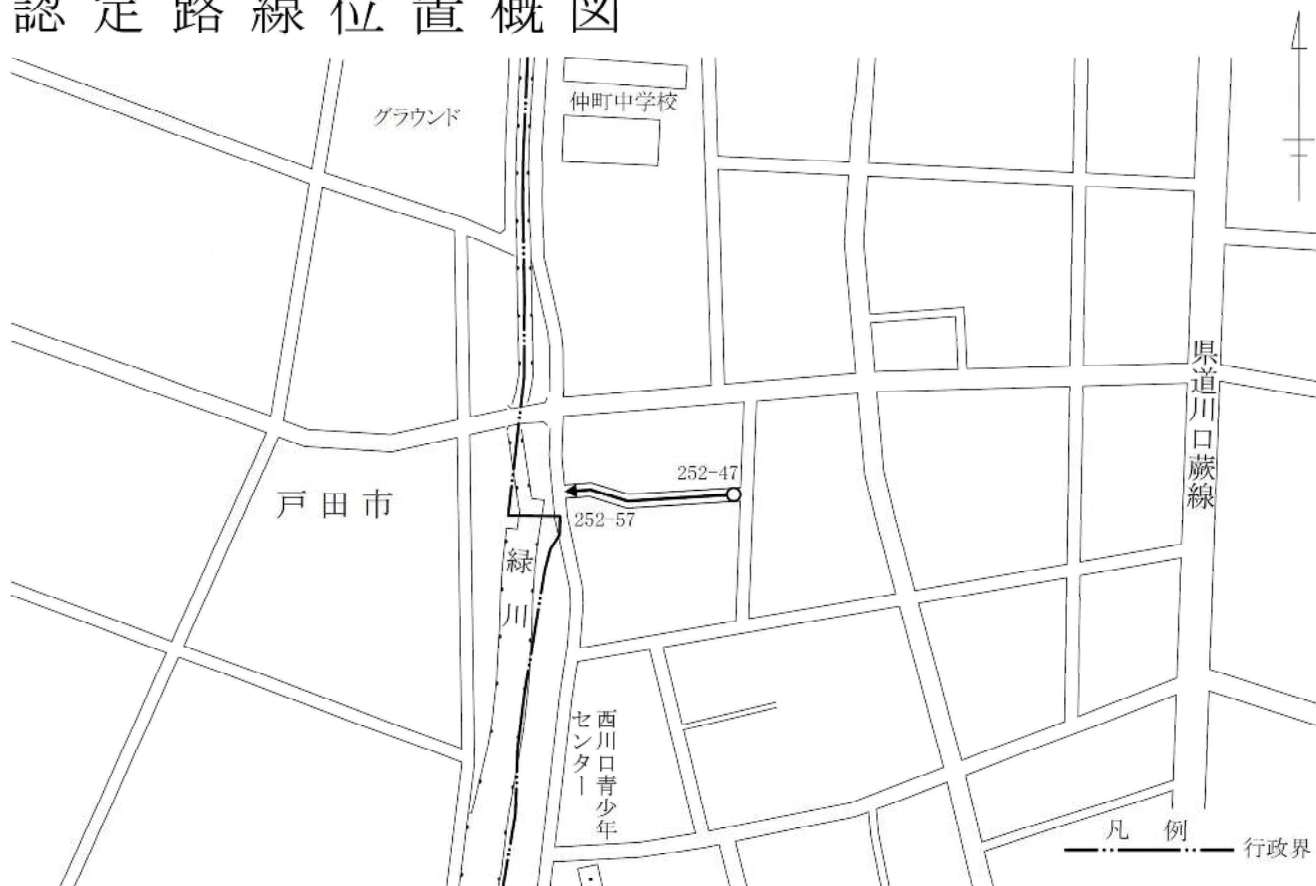
記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
横曾根 第194-1号線	西川口6丁目252番47地先	西川口6丁目252番57地先		5.0	82.0

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

認定路線位置概図



議案第143号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

漆 山 隆 昭和24年9月29日生 川口市榛松2丁目22番3号
令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 漆 山 隆

生年月日 昭和24年9月29日

現住所 川口市榛松2丁目22番3号

平成18年 4月 川口市立青木中央小学校教頭

平成22年12月 民生委員・児童委員

平成28年 4月 新郷地区民生委員・児童委員協議会副会長

平成28年 4月 榛松町会副町会長

平成28年 5月 新郷地区社会福祉協議会会長

平成29年 4月 人権擁護委員

令和 2年 4月 人権擁護委員

議案第144号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

河 井 徹 昭和36年5月23日生 川口市大字芝6810番地
令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 河 井 徹

生年月日 昭和36年5月23日

現 住 所 川口市大字芝6810番地

平成25年10月 有限会社河井商事代表取締役

平成28年 6月 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理審議会委員

令和 2年 4月 人権擁護委員

議案第145号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

戸ヶ崎 幾 江 昭和33年1月9日生 川口市幸町3丁目2番22-130
5号 ブランズ川口幸町

令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 戸ヶ崎 幾 江
生年月日 昭和33年1月9日
現 住 所 川口市幸町3丁目2番22-1305号 ブランズ川口幸町

平成17年 4月 川口市立芝小学校教頭
平成20年 4月 川口市立神根東小学校長
平成30年 4月 川口市立教育研究所教育相談員
令和 4年 4月 川口市教育委員会特別支援教育アドバイザー
令和 4年 5月 川口市社会教育委員

議案第146号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

備 藤 泰 充 昭和36年6月14日生 川口市戸塚1丁目17番1号
令和4年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 備 藤 泰 充
生年月日 昭和36年6月14日
現 住 所 川口市戸塚1丁目17番1号

平成19年 4月 川口市立戸塚西中学校PTA副会長
平成19年 5月 株式会社備藤園代表取締役
令和 2年 4月 人権擁護委員